

ID: 156

担当部署: 企画課

|  |                 |         |           |
|--|-----------------|---------|-----------|
| 処分の概要  | 使用の承認           |         |           |
| 例規名<br>根拠条項  | ズリ山展望広場設置条例 第4条 |         |           |
| 例規番号   | 平成2年条例第20号      |         |           |
| <b>【根拠条文】</b><br>(使用の承認)<br>第4条 ズリ山展望広場を次の各号に掲げる行為で使用しようとする者(以下「使用者」という。)は,市長の承認を受けなければならない。<br>(1) 物品販売,募金その他これに類する行為で使用するとき。<br>(2) 興行その他これに類する行為で使用するとき。<br>(3) 集会,公演,展示会その他これらに類する催しで使用するとき。<br><br><b>【基準】</b><br>根拠条文、第5条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。<br>(使用の制限)<br>第5条 市長は,次の各号の一に該当するときは,ズリ山展望広場の使用を承認しない。<br>(1) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。<br>(2) 建物,付属設備及び備付物件等を破損し,又は滅失するおそれがあるとき。<br>(3) その他ズリ山展望広場の管理上支障があると認めたとき。(公の施設に係る措置)<br>第7条 市長,教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は,公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が,暴力団の活動に利用されると認められるときは,当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。<br>2 市長等は,既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において,当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは,当該許可若しくは承認を取り消し,又は当該使用を中止させるものとする。 |                 |         |           |
| 標準処理期間   | 1日              |         |           |
| 備考   |                 |         |           |
| 設定年月日  | 平成27年9月28日      | 最終変更年月日 | 平成30年1月9日 |

ID: 158

担当部署: 企画課

|   |                     |         |           |
|---|---------------------|---------|-----------|
| 処分の概要   | 特別の設備等の承認           |         |           |
| 例規名<br>根拠条項   | ズリ山展望広場設置条例施行規則 第3条 |         |           |
| 例規番号  | 平成2年規則第16号          |         |           |
| <b>【根拠条文】</b><br>(特別設備等の制限)<br>第3条 使用者は、ズリ山展望広場の使用にあたって特別の設備を設け、又は特殊物件等を搬入しようとするときは、使用申請書により市長の承認を受けなければならない。 |                     |         |           |
| <b>【基準】</b><br>根拠条文に同じ。   |                     |         |           |
| 標準処理期間  | 5日                  |         |           |
| 備考  |                     |         |           |
| 設定年月日   | 平成27年9月28日          | 最終変更年月日 | 平成30年1月9日 |